

●よろず相談

とき 11月16日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階 会議室3
相談員 行政相談委員
人権擁護委員
問合せ 総務課総務・人事係 28・6003
福祉課福祉係 28・0912

●消費生活相談

とき 11月16日(水) 午後1時～午後3時
ところ 役場3階 会議室3
相談員 消費生活相談員
◎北名古屋市・清須市の各相談もご利用できます。
詳しくはお問い合わせください。
問合せ 地域振興課地域振興係 28・2463

●心配ごと相談

とき 11月15日(火)
午後1時30分～午後3時
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
相談員 民生児童委員
問合せ 社会福祉協議会 29・0002

●いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
受付時間 毎月10日
午前8時～翌日の午前8時
0120・738・556
「名古屋いのちの電話」(通話有料)
受付期間 24時間いつでも
052・931・4343
問合せ 福祉課福祉係 28・0912

●教育相談

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前9時～午後4時
0120・28・7867
ところ 新栄学習等供用施設
相談員 町教育相談員
問合せ 教育委員会事務局学校教育係
28・2211

●家庭児童相談(要予約)

とき 11月18日(金)
午前10時～午後3時
ところ 保健センター2階 研修室
相談員 愛知県家庭相談員
問合せ 保健センター 28・3150

●家庭教育相談

とき 11月2日(水)
午前10時～午前11時30分
ところ 役場3階 会議室3
対象 町内在住の方で高校生以下のお
さんをお持ちの方
問合せ 教育委員会事務局生涯学習係
28・0396

●ひまわり児童館子育て相談

とき 11月18日(金)
午前10時30分～午前11時30分
ところ ひまわり児童館集会室
相談員 愛知県家庭相談員
問合せ ひまわり児童館 39・3600

●子育て相談

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前10時～午後3時
ところ 各保育園
相談員 保育士
問合せ 豊山保育園 28・2888
富士保育園 28・3459
青山保育園 28・3562

●身体障がい者等相談

とき 11月8日(火)
午前10時～午前11時30分
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
39・0776(電話相談可)
相談員 身体障害者相談員・知的障害者相談員
問合せ 福祉課福祉係 28・0912

●障がい者就業相談(要予約)

とき 11月24日(木)
午後1時～あるいは午後3時～
ところ 役場1階 相談室
相談員 尾張中部障害者就業・生活支援センター職員
問合せ 福祉課福祉係 28・0912

●母子家庭自立支援・就業相談

とき 11月8日(火)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県母子自立支援員
問合せ 福祉課福祉係 28・0912

●女性相談(要予約)

とき 11月17日(木)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県女性相談員
問合せ 福祉課福祉係 28・0912

相 談

みんなの
地空人くん

今月の主なお出かけ予定

11/12 「空の日」記念事業

▶とき 11月12日(土)
▶ところ エアポートウオーク
名古屋□

問合せ 総務課企画財政・情報係
☎28・0913

先月の地空人くん



10月2日(日)、町民体育大会に遊びに行きました。開会式ではみんなといっしょにラジオ体操をしました。

協働のチカラを知ろう

12/18 第2回2市3町ふれあい協働フォーラム

豊山町、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の2市3町が連携して、昨年度に引き続き、協働のまちづくりに関するフォーラムを開催します。市民活動に携わっている方はもちろん、関心のある方などなたでもご参加いただけます。

▶内容

①協働事例発表 特徴的な2つの協働の取組を紹介しします。本町のまちづくりサポーターも事例発表します。

②意見交換会 地域に存在する、「子どもの貧困」「孤独死」など9つの課題ごとにグループに分かれて、解決方法を話し合います。

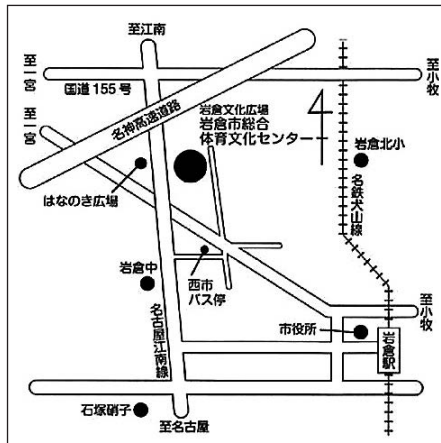
▶とき 12月18日(日) 午後1時30分～午後4時(開場:午後1時)

▶ところ 岩倉市総合体育文化センター(岩倉市鈴井町下新田123)

▶入場料 無料▶問合せ 総務課企画財政・情報係 ☎28・0913

2市3町広域行政研究会

平成23年から始まった「2市3町広域行政研究会」では、各市町の住民サービスの向上につながる広域連携のあり方を研究しています。昨年度は大口町で協働フォーラムを開催しました。



不法投棄や散歩中の犬のフンの放置は、美観を損なうばかりでなく、生活環境にも悪影響を与えます。ごみはそれぞれが責任を持ってルールを守って処理し、ごみ減量・リサイクルの推進に努めてください▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

不法投棄とフンの放置は禁止

詐欺にご注意 町や厚生労働省などが臨時福祉給付金を支給するために、手数料の振込を求めることはありません。ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません▼問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

臨時福祉給付金受付

「平成二十八年年度臨時福祉給付金」、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の申請を受け付けています。受付期間は、十二月七日(水)までです。対象者の要件、申請書が届いていないなど詳しくはお問い合わせください。